（削る）	国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金
（略）	（略）
国産農産物生産基盤強化等対策交付金	国産農産物生産基盤強化等対策交付金（持続的生産強化対策事業交付金、生乳需給調整基幹施設整備事業及び肉骨粉利用促進事業に係るものに限る。）
（削る）	国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金（輸出食肉処理施設機能高度化事業、生乳需給調整基幹施設整備事業及び家畜市場再編整備支援事業に係るものに限る。）
（削る）	牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金（次に掲げるものに限る。）
（削る）	一　家畜能力等向上強化推進に係るもの（希少系統種雄牛産子肥育奨励金に係るものに限る。）
（削る）	二　国産濃厚飼料生産の推進に係るもの（未利用資源等の利用技術実証・普及のうち未利用資源等利用技術普及に係るものを除く。）
牛肉等関税財源飼料対策費補助金（国産濃厚飼料生産の推進に係るもの（国産濃厚飼料の生産技術実証及び未利用資源等の利用技術実証・普及のうち未利用資源等利用技術実証に係るものに限る。））	（新設）
牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策整備交付金（食肉流通再編合理化施設整備事業に係るものを除く。）	（略）
（略）	農業・食品産業強化対策推進交付金
農業・食品産業強化対策推進交付金（強い農業づくり総合支援交付金のうち直接採択事業に係るものに限る。）	農林水産業環境政策推進事業費補助金（有機農業推進総合対策事業に係るもののうちオーガニック産地育成事業に係るものに限る。）
（削る）	（略）
（略）	農山漁村活性化対策整備交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型に係るものに限る。）に係るものに限る。）
農山漁村活性化対策整備交付金（産業支援型（農山漁村振興交付金交付等要綱第五第二項に基づき産業支援型を含む複数事業（産業支援型及び地域資源活用価値創出推進事業のうち創出支援型（地域資源活用・地域連携推進支援事業に限る。）を行う場合を除く。）を行う場合を除く。）に係るものに限る。）	農山漁村活性化対策推進交付金（農山漁村発イノベーション対策の農山漁村発イノベーション推進事業のうち農山漁村発イノベーション創出支援型（農山漁村発イノベーション中央サポート事業に係るものを除く。）に係るものに限る。）
農山漁村活性化対策推進交付金（創出支援型（地域資源活用・地域連携中央サポート事業に係るもの、農山漁村振興交付金交付等要綱第五第二項に基づき地域資源活用・地域連携推進支援事業を含む複数事業（創出支援型（地域資源活用・地域連携推進支援事業に限る。）及び地域資源活用価値創出整備事業のうち産業支援型を行う場合を除く。）を行う場合を除く。）に係るものに限る。）	（略）
（略）	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十八年農林水産省告示第八百八十一号の規定は、令和七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。